

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の基本税率化）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		灯油（ノルマルパラフィン）								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和3年3月31日に適用期限が到来する灯油（ノルマルパラフィン）について、暫定税率を廃止し、関税率法において、基本税率を無税化。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
2710.12 2710.19 2710.20	142	灯油： ノルマルパラフィン	346円 /kl	無税		無税			—	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和3年4月1日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>ノルマルパラフィンは、灯油中に含まれる成分であり、炭素数10～15程度の直鎖状の飽和炭化水素である。合成洗剤等の石油化学製品の原料として用いられる。</p> <p>平成18年4月以降、原油が基本無税とされたため、輸入原油から国内で精製されるノルマルパラフィンを製造する場合には、関税負担はない一方で、輸入されたノルマルパラフィンには暫定無税化が措置されている。両者は、石油化学製品の原料として同様に使用されるものであるが、それぞれ異なる関税措置が執られ続けている。</p> <p>② 問題点</p> <p>ノルマルパラフィンは、合成洗剤の原料である高級アルコール等に用いられる。合成洗剤等の国内需要は引き続き安定的に推移していくことが見込まれる一方、アジアにおける当該製品の需要が経済成長に伴って増大するとともに、当該製品の原料であるノルマルパラフィンの需要も併せて増大することが見込まれる。これらを踏まえて、我が国のアジアに対するノルマルパラフィンの輸出量を増大させるには、国内生産だけでは対応できないため、一部輸入で賄う必要がある。</p> <p>こうした中、ノルマルパラフィンには、昭和60年度より1年間の暫定無税化措置を講じているところ、仮に当該措置が講じられない場合には、製造事業者の原料コストの増大を招く。</p> <p>また、この暫定無税化措置は昭和60年以降の30年超にわたって維持され続けており、実質的には基本無税化措置と同等であるものの、未だに是正されていない。</p>								

<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p><b>① 改正の方向性</b>  ノルマルパラフィンとは、主に合成洗剤の原料等に消費されており、国民生活を支える重要な物資であり、安定的に供給する必要がある。  関税による原料コストの増大の可能性を減らし、製造事業者の予見可能性を高めていくためにも、基本税率無税化を要望する。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b>  令和3年4月1日以降</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b>  輸入されるノルマルパラフィンの基本税率無税化により、毎年の増税懸念が払拭され、事業者の将来の予見可能性が向上する。また、昭和60年以降の30年超の長きにわたって暫定無税化措置が維持され続けているという実態の改善にもつながる。</p> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b>  昭和60年度以降暫定無税化措置を講じており、産業界への悪影響はない。</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b>  同じ石油化学製品の原料でありながら、国産と輸入とで関税措置の扱いが異なる状況を是正するものであり、また、昭和60年以降の30年超の長きにわたって暫定無税化措置が維持され続けているという実態を改善するものであるため、本要望により改正することが適当。  また、国内製造業者の将来の予見可能性の確保や日常生活に欠かせない製品への潜在的な価格転嫁を払拭する観点からも関税率法による恒久無税が適当。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b>  経済産業省の令和元年度政策評価書「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b>  拡大するアジアでの需要を背景に輸出により外貨獲得に寄与しているが、国内製造業者の将来の予見可能性の向上や国際競争力の確保等の観点からも関税率法による恒久無税が必要。</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b>  昭和59年12月14日の経済対策閣僚会議により決定された「対外経済対策」の中で、東京ラウンド合意に基づく関税引下げの繰上げ実施、一部の発展途上国</p>

	<p>関心品目の関税の撤廃、特惠関税制度の改善等が決定され、関税改正が実施された。</p> <p>これにより昭和 60 年度より暫定税率として無税が適用され、現在に至っている。</p> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>【租税特別措置法第 89 条の 2】 石油化学製品製造用の揮発油、灯油に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税</p> <p>【租税特別措置法第 90 条の 4】 石油化学製品製造用に輸入する揮発油、LPG、原油、灯油、軽油に係る石油石炭税の免税</p> <p>【租税特別措置法第 90 条の 5】 石油化学製品製造用国産揮発油、灯油、軽油に係る石油石炭税の還付</p> <p>【地方税法第 144 条の 6】 エチレン等製造用軽油に係る軽油引取税の免税</p>
--	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>ノルマルパラフィンは、昭和 60 年度より暫定税率として無税が適用され、現在に至るまで当該暫定措置が毎年更新されることで、実質的に継続的な無税となっている。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>昭和 60 年 4 月以降、暫定的な無税措置が継続する中で、国産ではまかないきれない高級アルコール等の製品の需要に対応するための原料（ノルマルパラフィン）の安定的な確保により、国内で当該製品の製造が続けられている。</p>